消費生活出前講座開催要項

相楽広域行政組合
（相楽消費生活センター）

１　目　的

巧妙化・複雑化する消費生活の被害に陥らないよう最近の事例を交えた情報提供と正しい知識や対処法の習得を目的に、当センター消費生活相談員による研修会「消費生活出前講座」を開催し、自立した消費者育成の支援を行なうもの。

２　対　象

木津川市及び相楽郡に在住する団体等とする。（ただし、原則１０人以上の参加が見込まれる場合に限る。）

３　開催方法

・申し込みは随時受け付ける。
・開催日時、会場については双方協議の上、決定する。
・開催日時は、原則として平日（年末年始除く。）の午前１０時から午後４時までの間に行うものとする。
・会場は市町村内とし、申込者で用意する。また会場費がかかる場合には申込者負担とする。

４　講　師

相楽消費生活センター消費生活相談員

５　経　費

・講師に係る費用負担なし。
・資料代については、双方で協議するものとする。

６　申込方法等

・開催希望日の１カ月前までに所定の申込書を提出する。
・講座終了後２週間以内に所定の報告書を提出する。

７　申込・問い合わせ先は次のとおりとする。

【申込先】　相楽広域行政組合事務局（相楽消費生活センター）
〒619－0214　木津川市木津上戸１５　相楽会館内
ＴＥＬ.（0774）72－0421
ＦＡＸ.（0774）72－0470

【問い合わせ先】

市町村名	担当課	電話番号
相楽広域行政組合	事務局	（0774）72－0421
木津川市	観光商工課	（0774）75－1216
笠置町	商工観光課	（0743）95－2327
和束町	農村振興課	（0774）78－3008
精華町	商工推進室	（0774）34－0234
南山城村	産業観光課	（0743）93－0105

申し込みから終了までの手順（フロー図）

相楽広域行政組合事務局に連絡
（相楽消費生活センター）

↓

開催日時、会場、内容、講師等を双方で調整

↓

協議内容をもって申込書提出

※ 開催1カ月前までに所定の申込書を提出

↓

出　前　講　座　　開催

↓

報　　告　　書　　提出

※ 終了後２週間以内に記録写真を添えて
所定の報告書で提出